

子ども・子育て支援法第 87 条による過料の規定について

○新たな条例で規定する。

< 想定される条例（案） >

（趣旨）

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（罰則）

次の各号のいずれかに該当するものに対して、10万円以下の過料を科する。

- ・ 法第 13 条第 1 項の規定による報告等をしない又は虚偽の報告等をした者
- ・ 法第 14 条第 1 項の規定による報告等をしない又は虚偽の報告等をした者
- ・ 法第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められて応じない者

過料の額は、情状により、市長が定める。

～子ども・子育て支援法～

（法第 13 条第 1 項）

市町村は、教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、法律の施行に必要な限度において、保護者、世帯主等に必要な報告等を求めることができる。

（法第 14 条第 1 項）

市町村は、教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行う者等に必要な報告等を求めることができる。

（法第 23 条第 2 項）

市町村は、支給認定の変更に係る保護者に対し支給認定書の提出を求めるものとする。

（法第 23 条第 4 項）

市町村は、職権により、3号認定子どもの支給認定の変更を行うことができる。この場合において、保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

（法第 24 条第 2 項）

支給認定の取り消しを行った市町村は、保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。